

令和5年度

登録事業 A

事業計画書

一般財団法人 神奈川タクシーセンター

# 令和5年度 登録事業A 事業計画

## 概 要

新型コロナウイルスに関し行動制限はなくなったものの感染拡大の波は繰り返され、未だ感染対策に気を使わなければならない状況が続いています。

タクシー業界への労働者の流入について改善傾向は感じられるものの、退職者が多く、労働者数の減少は続いています。

タクシー業界においては感染防止対策の徹底に加え、運賃改定等に伴う収入面や労働環境の改善による労働者の定着に期待したいところです。

運転者登録事務では窓口における申請者の利便に努めるとともに、引き続き登録等申請に関する事業者への周知を図り、講習においてはタクシー運転者としての資質の向上を図る講習を行います。

また、手続き等については適切に対応し、申請及び受講が円滑に進められるよう努めます。

令和5年1月31日現在の運転者証交付数は10,075件となっており、令和4年3月31日からの交付数は417件の減となっています。

労働者の流入においてコロナ禍の影響は拭えないものの、コロナ禍前に戻りつつあるように見受けられることから、令和5年度の新規講習の受講者数については令和4年度より増加するものと考えます。

新規運転者の登録数は、タクシー運転者となるために新規講習の修了に加えて試験への合格も必要となることから、新規講習受講者数より多少減少するものと考えます。

これらをふまえ、登録申請者数及び新規講習受講者数は令和4年度から多少増加すると見込んで令和5年度の事業計画を策定しました。

## 1. 運転者登録事務

運転者登録事務のうち、運転者証訂正件数は運転者登録原簿における運転免許証有効期限年月より推定し算出し、事業者乗務証訂正件数は個人タクシー帳簿より推定し算出したが、その他の件数については令和4年度の実績予測に加え、講習及び試験の実施を含めて他の要因も考慮して算出し、令和5年度の事業計画を策定した。

また、窓口業務における利便や感染症対策に努め申請者への応対およびマナーの向上を図るとともに、申請書類の不備や添付書類の不足などによる事務処理の滞りを防ぐべく、運転者証及び事業者乗務証の写真サイズが変更されたことを含め、タクシー事業者への周知に努めることとする。

### (1) 運転者登録事務 主要項目（手数料対象項目）

#### ① 登録申請

登録申請件数は、令和4年度の実績見込件数より推定して新規登録を725件、再登録を20件と見込んで、計745件とした。

#### ② 運転者証交付申請

運転者証交付件数は、令和4年度の実績見込件数より推定した会社間移動件数505件に①の登録件数745件を加えて、計1,250件とした。

#### ③ 運転者証訂正申請

運転者証訂正件数は、令和5年度の運転免許証の更新予定者を、運転者登録原簿の運転免許証有効期限年月から算出して2,650件とした。

#### ④ 運転者証再交付申請

運転者証再交付件数は、令和4年度の実績見込件数より推定して20件とした。

#### ⑤ 原簿の謄本交付及び閲覧申請

謄本交付件数は、令和4年度の実績見込件数より推定して60件とした。

#### ⑥ 業務経歴証明書交付申請

業務経歴証明書交付件数は、令和4年度の実績見込件数より推定して5件とした。

#### ⑦ 事業者乗務証交付申請

事業者乗務証交付件数は、譲渡譲受認可の令和4年度の実績見込件数

より推定して 60 件とした。

⑧ 事業者乗務証訂正申請

事業者乗務証訂正件数は、令和 5 年度の運転免許証の更新予定者を、個人タクシー帳簿の運転免許証有効期限年月から算出して 300 件とした。

⑨ 事業者乗務証再交付申請

事業者乗務証再交付件数は、令和 4 年度の実績見込件数より推定して 5 件とした。

(2) その他の登録事務取扱件数

令和 5 年度の主要項目以外の計画件数については、令和 4 年度の取扱い実績見込件数を参考として算出した。

ただし、運転免許証の有効期限の変更については運転者登録原簿の運転免許証有効期限年月から算出した。

1. 主要項目(手数料対象項目)

| 項 目         | 件 数   |
|-------------|-------|
| 登 録 申 請     | 745   |
| 運転者証交付      | 1,250 |
| 運転者証訂正      | 2,650 |
| 運転者証再交付     | 20    |
| 原簿の謄本交付及び閲覧 | 60    |
| 業務経歴証明書交付   | 5     |
| 事業者乗務証交付    | 60    |
| 事業者乗務証訂正    | 300   |
| 事業者乗務証再交付   | 5     |
| 合 計         | 5,095 |

2. その他の取扱件数

| 項 目         | 件 数   |
|-------------|-------|
| 登 録 消 除     | 1,300 |
| 登 録 取 消     | 3     |
| 【登録事項の変更】   |       |
| 運転免許証の有効期限  | 2,650 |
| 氏名・住所・免許証番号 | 300   |
| 運転者の移動      | 505   |
| 事業者の名称・住所   | 50    |
| 運転者証の返納     | 1,600 |
| その他         | 5     |
| 合 計         | 6,413 |

## 2. 講習業務

新規講習受講者数は令和4年度の実績見込より推定し、地理のみの受講者を含む730名を見込んで事業計画を策定した。

新規講習は、タクシー運転者として必要な知識を習得させることを目的として行うが、受講者の意識を向上させ資質を高めることにも注力し、「法令」「安全」「接客」「地理」について合計22時間（4日間）受講する課程により1週間に1回実施する。

また、受付業務における利便や感染症対策に努めるとともに、タクシー事業者がキャリア形成助成金の交付を円滑に受けられるよう協力する。

### (1) 新規講習実施計画数

|           |      |      |
|-----------|------|------|
| ・講習実施予定回数 |      | 43回  |
| ・講習受講予定者数 | 全科目  | 720名 |
|           | 地理のみ | 10名  |

### (2) 新規講習の内容

#### ① 法令

タクシー運転者として乗務するために知っておくべき関係法令について、的確な講義を行い、幅広く知識を習得させることができるよう講習を実施する。

#### ② 安全

タクシー運転者はプロのドライバーとして、乗客を安全に目的地まで輸送することが最も大切な使命のひとつである。

最新の地域における交通事故の発生状況などを紹介し、交通事故発生状況を踏まえ、危険を察知して回避できるような知識を身につけ、安全運転での営業を確実に行うことができるよう講習を実施する。

過労運転の防止等の健康管理に加え、飲酒運転及び薬物使用の防止を徹底させるべく、運転者としての意識を高めるよう図る。

#### ③ 接客

挨拶、言葉遣い、身だしなみなどの基本的な接客に加え、運転者が自らの意識を改善することにより、良質なサービスの提供を行うことができるよう、講習を実施する。

接客・接客に対する理解をより深める為に専門講師による講習を行うとともに、高齢者や障害者の方の多様なニーズや特性を理解し介助技能の向上を図る為、神奈川タクシーセンターがユニバーサルドライバー研修実施機関となり、外部機関の活用により交通バリアフリー対応の講習（UD研修と同一内容）を実施するなど、内容の充実を図る。

④ 地理

基本的な地理を把握させ、地図の利用による経路の選択など、運転者の知識をさらに向上させることができるよう講習を実施する。

(3) 新規講習時間表

| 時間          | 1日目        | 2日目   | 3日目   | 4日目               |
|-------------|------------|-------|-------|-------------------|
| 9:00～10:00  | 交通バリアフリー ① | 法令 ①  | 安全 ③  | —                 |
| 10:00～11:00 | 交通バリアフリー ② | 法令 ②  | 安全 ④  | —                 |
| 11:00～12:00 | 交通バリアフリー ③ | 法令 ③  | 接客 ①  | —                 |
| 12:00～13:00 | 昼食、休憩      | 昼食、休憩 | 昼食、休憩 | —                 |
| 13:00～14:00 | 交通バリアフリー ④ | 法令 ④  | 接客 ②  | 地理 ①              |
| 14:00～15:00 | 交通バリアフリー ⑤ | 安全 ①  | 接客 ③  | 地理 ②              |
| 15:00～16:00 | 交通バリアフリー ⑥ | 安全 ②  | 接客 ④  | 地理 ③              |
| 16:00～17:00 | 交通バリアフリー ⑦ | —     | —     | 講習修了証 交付<br>試験の説明 |

※ 1時間に10分間の休憩を含む。

※ 1日目は外部会場にて実施し、2日目以降はセンター研修所にて実施する。

※ 斜体字「講習修了証 交付・試験の説明」は講習時間に含まない。

### 3. 会議

タクシー運転者登録等事務及び講習業務の遂行にあたり、次の通り会議を開催し業務運営を推進する。

- ・登録諮問委員会                      2回